

生産性向上特別措置法 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（附則第四条関係）	1
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第五条関係）	2
○独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）（附則第六条関係）	4
○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（附則第七条関係）	9

○情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲等） 第四十三条 機構は、第三十二条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十一 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十八条第一項から第四項までに規定する業務を行うこと。</p> <p>十一〇十二（略）</p> <p>二〇四（略）</p>	<p>（業務の範囲等） 第四十三条 機構は、第三十二条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十一〇十一（略）</p> <p>二〇四（略）</p>

改正案		現行							
<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）がその効力を有する間、同法第三十二条第一項に規定する事務をつかさどる。 （削る）</p>		<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第三百三十七号）がその効力を有する間</td> <td>同法第二条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施に関すること。</td> </tr> <tr> <td>地方分権改革推進法（平成十八年法律第百一十一号）がその効力を有する間</td> <td>一 地方分権改革推進計画（同法第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。）の作成に関すること。 二 地方分権改革推進計画に</td> </tr> </tbody> </table>		期間	事務	イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第三百三十七号）がその効力を有する間	同法第二条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施に関すること。	地方分権改革推進法（平成十八年法律第百一十一号）がその効力を有する間	一 地方分権改革推進計画（同法第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。）の作成に関すること。 二 地方分権改革推進計画に
期間	事務								
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第三百三十七号）がその効力を有する間	同法第二条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施に関すること。								
地方分権改革推進法（平成十八年法律第百一十一号）がその効力を有する間	一 地方分権改革推進計画（同法第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。）の作成に関すること。 二 地方分権改革推進計画に								

4 (略)

(審議会等の設置の特例)

第四条 (略)

2 生産性向上特別措置法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる革新的事業活動評価委員会は、本府に置く。

4 (略)

(審議会等の設置の特例)

第四条 (略)

2 地方分権改革推進法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる地方分権改革推進委員会は、本府に置く。

死因究明等の推進に関する法律(平成二十四年法律第三十三号)がその効力を有する間	基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。 一 死因究明等推進計画(同法第七条第一項に規定する死因究明等推進計画をいう。)の作成に関すること。 二 死因究明等の推進に関する施策の実施の推進に関すること。
---	--

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 一十六（略）</p> <p>十七 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第十八条及び第二十五条の規定による債務の保証を行うこと。</p> <p>十八 一二十五（略）</p> <p>二 一五（略）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。</p> <p>一 一 二（略）</p> <p>三 第十五条第一項第七号から第十号まで及び第十五号から第十七号までに掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）</p> <p>四 一八（略）</p> <p>2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十八号及び第十九号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に関連する同条第一項第二十四号に掲げる業務並びに共済事業及</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 一十六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十七 一二十四（略）</p> <p>二 一五（略）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。</p> <p>一 一 二（略）</p> <p>三 第十五条第一項第七号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）</p> <p>四 一八（略）</p> <p>2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十七号及び第十八号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に関連する同条第一項第二十三号に掲げる業務並びに共済事業及</p>

び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。

3・4 (略)

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務(それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。)、同項第十一号から第十四号までに掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務(産業競争力強化法第百十七条第一項に規定する協力及び同法第百三十三条に規定する出資その他の業務に限る。)並びに第十五条第一項第二十号から第二十三号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業等経営強化法第十九条に規定するものに限る。)、同項第十号に掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)、同項第十六号に掲げる業務及び同項第十七号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別

び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。

3・4 (略)

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務(それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。)、同項第十一号から第十四号までに掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務(産業競争力強化法第百十七条第一項に規定する協力及び同法第百三十三条に規定する出資その他の業務に限る。)並びに第十五条第一項第十九号から第二十二号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業等経営強化法第十九条に規定するものに限る。)、同項第十号に掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)、及び同項第十六号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別

会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第五号及び第六号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十八号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第八号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十九号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2
(略)

(第二種信用基金)

第二十一条 機構は、第十五条第一項第七号、第九号、第十号及び第十五号から第十七号までに掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があったものとされた金額、同条第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあったものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2
(略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第二十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第五号及び第六号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第八号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十八号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2
(略)

(第二種信用基金)

第二十一条 機構は、第十五条第一項第七号、第九号、第十号、第十五号及び第十六号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があったものとされた金額、同条第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあったものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2
(略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二條 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業等経営強化法第四十二条第一項第一号に掲げるものに限る。）及び第十五条第一項第十九号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 6 (略)

附則抄

（業務の特例に係る予算等の特例）

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第十八条第一項第一号	並びに第十五条第一項第二号から第二十三号までに掲げる業務	、第十五条第一項第二号から第二十三号までに掲げる業務並びに附則第八条の二及び第八条の四の業務（それぞれ第三号

第二十二條 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業等経営強化法第四十二条第一項第一号に掲げるものに限る。）及び第十五条第一項第十八号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 6 (略)

附則抄

（業務の特例に係る予算等の特例）

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第十八条第一項第一号	並びに第十五条第一項第九号から第二十二号までに掲げる業務	、第十五条第一項第十九号から第二十二号までに掲げる業務並びに附則第八条の二及び第八条の四の業務（それぞれ第三号

(略)	第二十二條第一項	(略)	(略)	
(略)	第十九号に掲げる業務	(略)	(略)	
(略)	第十九号に掲げる業務並びに附則第五條第一項、第六條第一項から第三項まで、第八條及び第八條の二の業務並びに附則第八條の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一條第一項に規定するものに限る。）	(略)	(略)	に掲げるものを除く。）

(略)	第二十二條第一項	(略)	(略)	
(略)	第十八号に掲げる業務	(略)	(略)	
(略)	第十八号に掲げる業務並びに附則第五條第一項、第六條第一項から第三項まで、第八條及び第八條の二の業務並びに附則第八條の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一條第一項に規定するものに限る。）	(略)	(略)	に掲げるものを除く。）

改正案

現行

附則
（他の法律の適用の特例）
第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

附則
（他の法律の適用の特例）
第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）	
(略)	(略)	第五十二条第三項	
(略)	(略)	内閣府又は	又は省令
(略)	(略)	内閣府、復興庁又は	復興庁令（告示を含む。）又は省令

(略)	(略)	(新設)	
(略)	(略)	(新設)	
(略)	(略)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(新設)	(新設)

2・3 (略)

2・3 (略)